

【イタリア】労働者の尊厳等を守るための措置

海外立法情報課 芦田 淳

＊2018年7月、労働者の尊厳の保護を目的とした労働規制の一部見直しや、ギャンブル規制の強化等を行う緊急措置が政府により制定され、同年8月、議会により承認された。

1 措置の経緯等

2018年8月、同年7月施行の2018年緊急法律命令第87号「労働者及び企業の尊厳のための緊急措置」（以下「87号命令」）が、議会により、一部の改正を伴って承認された¹。緊急法律命令は、緊急性及び必要性の要件を満たした非常の場合²に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令で、公布後60日以内に、議会の定める法律により承認されなければ失効する。87号命令は、2018年6月の新政権成立以降、5つ星運動（議会第1党）の党首で、経済発展担当大臣兼労働及び社会政策担当大臣のディ・マイオ（Luigi Di Maio）が中心となって推進してきたもので、下院では賛成312、反対190、棄権1、上院では賛成155、反対125、棄権1という結果で承認された。以下の解説は、承認後の全6部26か条から成る条文に基づいている。

2 措置の主な内容

（1）労働規制の一部見直し

87号命令は、中道左派政権期の改革（2014年～2015年）³を中心とした労働規制緩和の方向性を一部見直し、雇用の不安定さの抑制を目指した対策を講じている。具体的には、まず、①有期労働契約の最長契約期間を36か月から24か月に減じる、②有期労働契約を更新する際、社会保険のための使用者による付加拠出（従来は賃金の1.4%）を0.5ポイント引き上げること等を義務付ける等の措置である。これらの措置は、無期労働契約より不安定な有期労働契約の利用に制約を加えるものと位置付けられている。また、③上記改革で導入された保護累進型無期労働契約⁴の解雇規制に関し、裁判所により解雇が不当と認められた場合に使用者が支払うべき手当の金額について、「月給の4か月分から24か月分」であったものを「月給の6か月分から36か月分」に引き上げている。他方、④35歳未満の者を保護累進型無期労働契約で採用した場合には、使用者側の負担すべき社会保険料の50%を最長3年間免除する規定⁵を設けている。

（2）クーポン制度の一部拡大

労働者が労働の対価として得たクーポン（voucher）を換金して金銭を得るクーポン制度は、雇用形態の多様化の一環として2003年に導入された。当初は、労働契約の締結を不要とする代

＊ 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年9月7日である。

¹ D.L. 12 luglio 2018, n. 87, Disposizioni urgenti per la dignità dei lavoratori e delle imprese. (convertito con modificazioni dalla L. 9 agosto 2018, n. 96.) 以下、法令の条文は、イタリア共和国の法令ポータルサイト (Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>) を参照した。

² 実際には緩やかに解釈され、緊急法律命令とその承認のための法律の数の合計は、全立法の約3割を占めている。

³ 当該改革に関しては、芦田淳「イタリアにおける労働規制改革—就労における格差への対応—」『外国の立法』No.271, 2017.3, pp.181-199. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10317804_po_02710008.pdf?contentNo=1> を参照。

⁴ 使用者による解雇に対して、労働者の原職復帰が認められる場合を、無効な解雇及び差別的解雇等に限定する代わりに、労働者に対する金銭上の補償を勤務年数に応じて増加させる契約の在り方である。同上, p.182.

⁵ ただし、免除額の上限は年間3,000ユーロ、1ユーロは約130円（平成30年9月分報告省令レート）である。

わりに、労働が認められる主体を失業者、主婦、学生、年金生活者等にとどめ、労働の対象となる活動領域も家内労働（子供・高齢者・病人・障害者の世話）等に限定していた。しかし、こうした限定が次第に廃止されたのに伴い、不適切な利用が増加したことから、2017年3月、制度自体が一旦廃止され⁶、その上で同年6月、家内労働等に限定した類型と、より幅広い対象を想定し契約締結を必要とする類型に二分するなど、全体的な見直しを経て、再導入された⁷。

87号命令は、当該制度の後者の類型に関して、従業員8名以下のホテル及び宿泊施設における労働を対象として追加するとともに、当該ホテル等における労働と農場における労働について、労働期間の上限を10日間に設定した。このうち農場における労働については、クーポン制度による労働が認められていたものの、従来は最長3日間とされていた。そのため、季節労働を抱える農家を代表する団体は、需要を満たすものと評価した⁸。

(3) 企業に対する規定

雇用の維持を主な目的として、イタリア国内で活動する企業で、国による支援を受けたものが、支援の終了から5年以内にEU域外にその経済活動を移転する場合には、当該支援額の2～4倍に相当する過料に処することとした。このほか、87号命令は、企業に対する優遇措置の条件や、企業等の納税に関する手続の簡素化についての規定も置いている。

(4) ギャンブル規制の強化

消費者保護を強化し、かつ、より効果的にギャンブル（gioco d'azzardo）依存症に対処するため、ギャンブル関連広告を禁止した。禁止は、イベント、テレビ・ラジオ放送、出版物、掲示物、ソーシャル・メディアを含む情報通信等、全ての媒体にわたる。また、イベント等の後援も禁止される。違反した場合、広告料の20%⁹（5万ユーロ未満の場合は5万ユーロ）に相当する過料に処する。なお、87号命令以前から、賭博（gioco con vincite in denaro）関連広告の一部については、既に規制が行われてきた。例えば、①当該広告は未成年者向けのテレビ・ラジオ放送、イベント、新聞・雑誌において禁止されており、また、②賭博関連広告のうち、賭博を教唆又は讃美するもの、未成年者を使用したもの、賭博依存症に対する警告のないものも禁止されてきた¹⁰。87号命令は、このほか、未成年者の使用を抑止するため、スロットマシンその他ゲーム機の使用に、個人情報の記載された保健カード（tessera sanitaria）の確認を義務付け、2020年以降、確認のための装置を備えていないゲーム機は撤去することとし、違反した場合、1台当たり1万ユーロの過料に処すると定めた。また、インスタントくじに対して、「健康を損なう」旨の警告文を、くじの両面の20%以上の面積に表示することを義務付けた。

⁶ 2017年緊急法律命令第25号「付属的労働に関する規定の廃止及び入札に関する連帯責任に係る規定の改正のための緊急措置」（D.L. 17 marzo 2017, n. 25, Disposizioni urgenti per l'abrogazione delle disposizioni in materia di lavoro accessorio nonché per la modifica delle disposizioni sulla responsabilità solidale in materia di appalti. (convertito dalla L. 20 aprile 2017, n. 49.)) 第1条の規定による。

⁷ 2017年緊急法律命令第50号「財政に関する緊急措置、領域団体のための措置、地震被災地のための追加措置及び〔経済・社会の〕発展のための方策」（D.L. 24 aprile 2017, n. 50, Disposizioni urgenti in materia finanziaria, iniziative a favore degli enti territoriali, ulteriori interventi per le zone colpite da eventi sismici e misure per lo sviluppo. (convertito con modificazioni dalla L. 21 giugno 2017, n. 96.)) 第54条の2の規定による。

⁸ Valentina Santarpia, Decreto dignità, ok al Senato: ora è legge, *Corriere della Sera*, 7 agosto 2018. <https://www.corriere.it/economia/18_agosto_07/decreto-dignita-via-libera-senato-cartelli-urlo-cori-stadio-e0a6c5ac-9a45-11e8-b29e-fbb2c6c2bbaf.shtml> 他方、関係団体から要望のあった、小企業における労働に対するクーポン制度の拡大は認められなかった。

⁹ 87号命令制定時には、広告料の5%とされていたが、議会での審議により、広告料の20%と改められた。

¹⁰ 2012年緊急法律命令第158号「より高次の健康保護により国家の発展を促進するための緊急措置」（D.L. 13 settembre 2012, n. 158, Disposizioni urgenti per promuovere lo sviluppo del Paese mediante un più alto livello di tutela della salute. (convertito con modificazioni dalla L. 8 novembre 2012, n. 189.)) 第7条第4項の規定による。